

第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年6月9日（火） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏 ・ 清水 健吉
林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 中川美那子 ・ 江崎 美咲
國井 忠男 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席委員

櫻井 宏 ・ 梶下 信孝 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎
栗原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	木下 勇氣
主事	多田 智哉	主事	井上 靖之

議 案

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第33号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第22号 農地所有適格法人要件確認報告書について

報告第23号 令和1年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

議 長

それでは、令和2年第6回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議席番号13番江崎和弘委員、議席番号15番中川美那子委員の両委員、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案31第号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議に

則竹主査

ついて、今回の申請は、所有権の移転6件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第31号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3番、西郷地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を縮小する貸人が、農業経営の拡大を図る借人へ田を貸し出すものです。

3ページをお願いします。

4番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

今回の申請は、取得後の経営面積が、28.5アールで、本市の別段の面積である40アールに達しませんが、隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められることから許可しうるものです。

5番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

6番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ田を譲り渡すものです。

4、5ページをお願いします。

7番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止・縮小する譲渡人が、農業経営を開始する譲受人へ田を譲り渡すものです。

現在の経営面積はありませんが、農地所有適格法人要件である組織形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしていることを5月18日に農業委員会事務局で確認していますので、許可しうるものです。以上でございます。

議長

ただいま、議案第31号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等につきまして、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番、鷺山地区の申請は、森瀬宏委員、説明をお願いします

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものであります。

5月21日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜及び果樹を栽培される予定です。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ2番、黒野地区の申請は、事務局に説明を求めます。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

5月25日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、と共に現地立会いを行いました。申請地では、果樹及び野菜を栽培される予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。以上です。

議長

続きまして、2ページ3番、西郷地区の申請は、松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、農業経営を縮小する貸人が、農業経営の拡大を

図る借人に農地を貸借するものです。

5月25日に借人、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

借人は、西郷地区で水稻を栽培しており、今回の申請地で水稻及び野菜の栽培を行うとのことです。

立会いの際に、地域の取り決めを守っていただくことや今後の営農計画を確認しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ4番及び5番、合渡地区の申請は、國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

4番の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

譲受人は、申請地の隣の田を所有しており、取得後は一体として、水稻を栽培する予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

5番の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を売買するものです。申請地では、水稻を栽培する予定です。

地元の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番、三輪巖美地区の申請は、福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

今回の申請は、農業経営を廃止や縮小する譲渡人から、農業経営を開始する譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

5月29日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ、5 ページ 7 番、三輪山県地区の申請は、山口基治委員、説明をお願いします。

山口委員

7 番の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から、農業経営を開始する譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

5 月 29 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、自社用飼料の原料となるトウモロコシや大豆などを栽培される予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 31 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転 2 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 32 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

7 ページの第 5 条許可申請の総括表をご覧ください。

今回の申請の合計は、4 件、6,112 平方メートルです。

8 ページをお願いします。

1 番、鷺山地区の申請は、所有権の移転により、農業用施設に転用するものです。

申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可しうるものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、47ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。

転用される場所は、下土居地内の鷺山小学校から北へ約300メートルのところに位置している農地です。

8 ページにお戻りください。

2 番、方県地区の申請は、所有権の移転により、農業用施設に転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。

この申請も、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、48ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。

転用される場所は、石谷2丁目地内の方県小学校から南へ約1,600メートルのところに位置している農地です。

8 ページにお戻りください。

3 番、網代地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

4 番、柳津地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。以上でございます。

議長

ただいま、議案第32号について事務局から説明を受けましたが、鷺山地区、方県地区の申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、8ページ1番、鷺山地区の申請、森瀬宏委員、説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、JAぎふおんさい広場の利用者用駐車場として敷地を拡大するものです。

5月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者である譲受人とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際に、近隣への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないものと考えております。

よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、8ページ2番、方県地区の申請は、事務局に説明を求めます。

則竹主査

今回の申請は、地区内で畜産業を行う譲受人が、牛舎の建設のため、農地の転用を行うものであります。

5月20日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、転用事業者である譲受人とともに、現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないとのことです。以上でございます

議長

ありがとうございました。

議案第32号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第18号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第33号について説明いたします。

10ページをお願い致します。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、6,648.50平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第33号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、報告第11号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第18号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

今回の各地区別の届出は、12ページでございます。

届出の合計は、25件、47,103.10平方メートルです。

以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第19号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第19号について説明いたします。

14ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、6件、2,170平方メートルです。

明細は、15ページから16ページに記載してございます。

以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第20号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第20号について説明いたします。

18ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、53件、23,639.25平方メートルです。

明細につきましては、19ページから32ページとなっております。

以上、報告第18号から第20号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和2年5月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。以上でございます。

議 長

引き続きまして、報告第21号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第21号について説明いたします。

議案書の34ページをご覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和2年5月末までに6法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。以上でございます。

議長

引き続きまして、報告第22号令和1年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

報告22号について説明いたします。

令和2年4月13日に開催しました総会において、案をご承知いただき、市のホームページにて地域の農業者からの意見・要望等を募集した結果、意見・要望等がなかったため、原案のとおり決定いたしました。以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時28分閉会を宣す。